

協定書

山梨県（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社山梨主管支店（以下「乙」という。）とは、山梨県内における、甲乙間の連携について以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に連携を図り、協力して次条に定める事項（以下「連携事項」という。）を推進することにより、地域の活性化や県民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 連携事項は次の各号に定めるとおりとする。

- （1）観光振興に関すること。
- （2）山梨県産品の販路拡大に関すること。
- （3）地域の安全・安心に関すること。
- （4）高齢者・障がい者支援に関すること。
- （5）子ども・青少年育成に関すること。
- （6）災害対策に関すること。
- （7）環境対策に関すること。

2 前項各号に定める連携事項を効果的に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施については、甲乙協議の上、別途書面にて定めるものとする。

3 乙は、連携事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を書面により申し出たときは、その都度協議の上、決定する。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結日より1年間とする。なお、期間満了の1か月前までに、甲又は乙より書面による特段の申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

(規定外事項)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈に関し疑義等が生じたときは、甲乙間で誠意をもって協議の上解決を図るものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年10月10日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事

乙 山梨県中巨摩郡昭和町築地新田95番地
ヤマト運輸株式会社山梨主管支店長